

舞鶴市介護保険事業者等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定による地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）（以下これらを「地域密着型サービス等」という。）を担当する者若しくはこれらの者であった者（以下「地域密着型サービス実施者等」という。）に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る介護給付等対象サービスの内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼、又は質問若しくは照会に基づく指導について、基本的事項を定めることにより、地域密着型サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、地域密着型サービス実施者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導の方針)

第2条 指導は、地域密着型サービス実施者等、指定地域密着型介護サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「サービス事業者等」という。）に対し「舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年条例第15号）、「舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成30年条例第2号）、「舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例」（平成25年条例第16号）、「舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成27年条例第9号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第129号）、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成12年厚生省告示第22号）等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

(指導の体制)

第3条 指導は、福祉部高齢者支援課の職員が、所属長の指示を受け、実施する。

(指導の形態等)

第4条 指導の形態は、次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、舞鶴市長が主体となり、指定又は許可の権限を持つ地域密着型サービス実施者等に対し、介護給付等対象サービスの取り扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

2 運営指導

(1) 運営指導の形態

運営指導は次のア～ウの内容について、原則、現地に行う。また、舞鶴市長が単独で行うものを「一般指導」とし、厚生労働大臣及び舞鶴市長、又は京都府知事及び舞鶴市長が合同で行うものを「合同指導」とする。

- ア 介護サービスの実施状況指導
個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導
- イ 最低基準等運営体制指導
基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）
- ウ 報酬請求指導
加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

(2) 実施頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる地域密着型サービス実施者等について行う。

(3) 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、地域密着型サービス実施者等による自己点検を励行するものとし、上記(1)ア及びイについては、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。

（指導対象）

第5条 指導は全ての地域密着型サービス実施者等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の計画に基づき行う。

(1) 集団指導の対象

集団指導は、市長が指定、許可の権限を持つ全ての地域密着型サービス実施者等を対象に行う。なお、市長は、その指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があった地域密着型サービス実施者等を対象として別途実施する等、より一層内容の理解が図られるよう努める。

(2) 運営指導の対象

ア 一般指導

一般指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう、地域密着型サービス実施者等を選定する。

イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象とした地域密着型サービス実施者等の中から選定する。

(3) 京都府知事との連携

京都府知事と互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努める。

（指導担当者）

第6条 指導は2名以上の者をもって行い、そのうち1名は、原則として係長級以上の職にある者を充てる。但し、第4条第1号に定めるものについてはこの限りではない。

（指導方法等）

第7条 指導の方法は、次のとおりとする。

1 集団指導

(1) 実施通知

集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該地域密着型サービス実施者等に通知する。

(2) 指導方法

実施に当たっては、地域密着型サービス実施者等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫する。

なお、集団指導に参加しなかった地域密着型サービス実施者等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供する。

2 運営指導

(1) 実施通知

指導対象となる地域密着型サービス実施者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該地域密着型サービス実施者等に原則として運営指導実施日の1月前までに通知する。

ただし、指導対象となる地域密着型サービス実施者等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該地域密着型サービス実施者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 地域密着型サービス実施者等の出席者

オ 準備すべき書類等

カ 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

(2) 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

(3) 講評

運営指導の結果については、運営指導終了後、現地において地域密着型サービス実施者等の責任者等に対して、講評を行う。

(4) 指導結果の通知等

運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日、文書によってその旨を通知する。

(5) 報告書の提出

当該地域密着型サービス実施者等に対して、文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

（監査への変更）

第8条 運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに舞鶴市介護保険事業者等監査要綱（以下「監査要綱」という。）に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

(1) 市長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害をおよぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

（京都府等への情報提供）

第9条 指導結果及び改善報告書の内容については、京都府及び関係機関等に情報の提供を行う。

（指摘に伴う自主返還措置）

第10条 地域密着型サービス実施者等に対する運営指導において、介護給付等対象サービスの内容、介護給付費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該地域密着型サービス実施者等に対し、指摘を行った事項に係る自主点検の指示を行う。この場合、指摘を行った事項について、全要介護者等の介護給付費明細書等関係書類を対象に、指導を行った月の前5年間について、自主点検の上、その結果を報告させるもの

とし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

2 一定期間を経過しても返還が行われない事業者については、速やかに監査を実施する。

(指導の拒否への対応)

第11条 正当な理由がなく運営指導を拒否した場合は、監査要綱に基づき監査を行うものとする。

(法に基づく権限行使)

第12条 第7条から前条までの規定は、法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。